

「外来種被害防止行動計画 第2版（案）」に対する意見の募集 （パブリックコメント）について

1. 「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月環境省・農林水産省・国土交通省作成）について、近年の国内外における外来種への対応強化の動き等を踏まえ、外来種対策の更なる充実及び管理体制の強化を図り、国内の多様な主体による更なる対策推進を目的に、令和6年度中の改定を目指して検討を進めています。
2. 今般、「外来種被害防止行動計画 第2版」の案を作成しました。同計画案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和7年1月31日（金）から令和7年2月19日（水）までの間、パブリックコメントを行います。

- ・ 添付資料1 外来種被害防止行動計画 第2版（案）の概要
- ・ 添付資料2 外来種被害防止行動計画 第2版（案）

＜詳細は次ページ以降＞

1. 概要

環境省、農林水産省及び国土交通省は、愛知目標（生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月）にて採択）及び「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年3月閣議決定）に基づき、2015（平成27）年3月に、我が国の外来種対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成・公表しました。

その後、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」（生物多様性条約第15回締約国会議（令和4年12月）にて採択）及び「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5年3月閣議決定）等を踏まえて、外来種対策の更なる充実及び管理体制の強化を図り、国内の多様な主体による外来生物対策の更なる推進及び同分野における国際貢献に資することを目的に、「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」において、「行動計画」の令和6年度中の改定を目指して検討を行い、今般、改定案「外来種被害防止行動計画 第2版」（案）を作成しました。

同計画案では、「外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践を促すこと」をテーマとして、それぞれの主体が実施すべき侵略的外来種対策の具体的な行動を記載していません。本計画に基づき、外来種対策を担う全ての主体が、外来種対策の「実践」に主体的かつ積極的に取り組んでいくことで、我が国における外来種対策の総合的な推進を達成し、2030年のネイチャーポジティブの実現につなげることを目指しています。

この行動計画の案について、以下のとおりパブリックコメントを行います。

2. 意見募集について

（1）意見募集の対象

外来種被害防止行動計画 第2版（案）の概要…資料1

外来種被害防止行動計画 第2版（案）…資料2

（2）募集期間

令和7年1月31日（金）～令和7年2月19日（水）

（3）意見の提出方法

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「『外来種被害防止行動計画 第2版（案）』に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力」へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出く

②郵送の場合

次の様式に沿って御意見等を御記入の上、（4）の宛先まで送付ください。

（意見提出様式）

[件名] 「外来種被害防止行動計画 第2版（案）」に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容

・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・御意見は日本語で提出してください。
- ・A4版の用紙にて提出してください。
- ・電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

（4）意見提出先 ※郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
パブリックコメント担当 宛て

（5）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

下記ページに掲載の「『外来種被害防止行動計画 第2版（案）』に対する意見募集について」を御参照ください。<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②窓口での配布

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

（東京都千代田区霞ヶ関1-2-2中央合同庁舎5号館26階）

※事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。（電話番号（代表）：03-3581-3351）

（6）注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
 - ・御意見の内容が、「外来種被害防止行動計画 第2版（案）」と無関係な場合
 - ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
 - ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
 - ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
 - ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - ・記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上